

## 国の経済対策の状況について

### 1. 国の第2次補正予算案（追加経済対策）の主な項目

- ・ **雇用調整助成金の上限額の引き上げ**  
雇用調整助成金の上限額を日額8,330円から15,000円に増額し、申請手続きも簡略化。
- ・ **休業手当がもらえない従業員への支援**  
勤め先から、休業手当が支払われない従業員を支援するため、現金を支給する新たな制度の創設。
- ・ **地方への支援**  
地方自治体の感染症対策を支援するための交付金を増額。
- ・ **飲食店などへの家賃負担の軽減**  
家賃負担に苦しむ飲食店などを支援するため、売り上げが急減した中小企業などを対象に1ヶ月あたり50万円を上限に家賃の3分の2までを半年分補助する「特別家賃支援給付金」を導入。(個人事業主は最大月25万円を給付)
- ・ **大企業などへの資本支援**  
業績悪化に苦しむ大企業などの財務基盤を支えるため、劣後ローンや優先株による資本支援の実施。
- ・ **困窮学生への給付支援**  
アルバイトが減ったことなどで困窮する大学生や専門学校生への対策として、1人当たり10万円を給付。(特に困窮したケースでは20万円を給付)
- ・ **中小規模農家向けの助成金の創設**  
家族経営や集落営農といった中小規模農家が行う生産性向上や販路開拓などの取組みに対する助成金の新設。(上限150万円)

## 2. 雇用調整助成金【厚生労働省】

- ・申請様式、添付書類の一部が簡素化されたものの、未だ手続きに時間を要する。(岐阜労働局への申請件数は276件、支給実績は74件。(5月15日現在))

- 県、県商工会議所連合会、県商工会連合会、岐阜県産業経済振興センターで実施する「休日経営相談会」において、社会保険労務士による無料相談を実施(事前予約制)。  
(5月16日(土)から開始。毎週土日・祝日に開催)

### <当面の予定(5月開催分)>

#### (1) 岐阜会場

場 所：岐阜県産業経済振興センター

開催日：毎週土日・祝日

#### (2) 岐阜会場以外

5月16日(土) 郡上総合庁舎

5月17日(日) 西濃総合庁舎

5月23日(土) 飛騨総合庁舎

5月24日(日) 東濃西部総合庁舎

5月30日(土) 中濃総合庁舎

5月31日(日) 恵那総合庁舎

※岐阜労働局においても、平日のみ、社会保険労務士による申請サポートを実施

- 申請から支給決定に至るまでの処理期間の設定、休業手当支給前の助成金申請、添付書類の更なる簡素化等について、全国知事会を通じて国に提言  
※小規模事業者は申請様式が半減(6→3)、中小企業者は「平均賃金」や「所定労働日数」の算定が大幅に簡素化。オンライン申請が本日(5月20日)より開始。
- 県事業として「雇用調整助成金上乘せ助成金」制度を創設。  
(市町村が上乘せ助成を行う場合、県がその一部を負担)

### 3. 持続化給付金【経済産業省】

- Webによる電子申請のみのため、自身で申請を行うことが困難な事業者も多数。
- 国のコールセンターに電話が繋がらず、申請手続き等の確認や相談ができない状況。
- 申請の詳細なQAが示されていないため、商工会議所や商工会等の支援機関においても、事業者の申請支援が困難。

→ 国において各商工会議所に申請サポート会場を開設。  
(完全事前予約制)

→ スペースの問題で設置できない所については、県有施設等の活用を調整し、会場確保を支援。

#### <開設日>

5月14日～ 岐阜

5月21日～ 関、美濃加茂、中津川

5月22日～ 恵那

5月23日～ 各務原

5月24日～ 羽島、高山（飛騨・世界生活文化センター）

5月28日～ 美濃、神岡、大垣（ソフトピアジャパン）、  
可児（可児市勤労者総合福祉センター）

調整中 多治見（セラミックパークMINO）、土岐、  
瑞浪

→ 上記申請サポート会場だけでは処理数に限界があると考えられること、また、申請サポート会場での支援を受けるためには、申請に必要な書類を全て揃えて行く必要があることから、商工会議所や商工会等が事業者へのサポートが出来るよう、詳細なQAの開示、さらには代理申請業務の許可を求めていくことも必要。

報道関係者各位

令和2年5月19日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課  
課長：松永 久  
課長補佐：宮本 淳子  
(代表) 03-5253-1111

## 雇用調整助成金の手続を大幅に簡素化します

～オンラインによる申請受付も始まります～

先般（5月6日）、雇用調整助成金の申請手続の更なる簡素化についてお知らせしましたが、具体的な内容が決まりましたのでお知らせします。

また、5月20日（水）より雇用調整助成金のオンライン受付を開始します。

これらにより、事業主の申請手続の負担を軽減するとともに、支給事務の一層の迅速化を図ります。

### 1. 小規模事業主の申請手続の簡略化について

雇用調整助成金の支給申請に当たっては、従業員1人当たりの平均賃金額を用いて助成額を算定していました。

今般、小規模の事業主（概ね従業員20人以下）については、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定（※）できるようになりました。

また、休業についての申請様式を簡略化するとともに、支給申請をスムーズに行うことができるよう、申請マニュアルを作成しました。

※ 助成額 = 「実際に支払った休業手当額」 × 「助成率」

### 2. 雇用調整助成金のオンライン申請開始について

これまで、雇用調整助成金の支給申請は、窓口へ持参するか郵送しなければなりませんでした。が、事業主の更なる利便性向上のため、オンラインでの申請受付を開始します（5月20日（水）12:00より）。ホームページは次のとおりです。

なお、申請にはメールアドレスとショートメールが受け取れる携帯電話が必要になりますのでご準備いただき、ホームページへアクセスしてください。

<https://kochokin.helloworld.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

### 3. 休業等計画届の提出を不要とすることについて

雇用調整助成金の支給を受けるにあたり、事前に提出が必要な休業等計画届について、新型コロナウイルス感染症に伴う特例として、令和2年6月30日までの事後提出を可能とし、2回目以降の提出は不要としていました。

今般、申請手続の更なる簡略化のため、初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続とすることとしました。

※ 休業等計画届と一緒に提出していた書類の一部については、支給審査に必要なため、支給申請の際に提出していただきます。

### 4. 助成額の算定方法の簡略化について

小規模の事業主以外の事業主についても、支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡素化し、次のように算出できるようになりました。

- (1) 「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉所得税」の納付書を用いて、1人当たりの平均賃金額を算定できるようになりました。この場合、お手元に保管している納付書をご利用ください。
- (2) 「所定労働日数」の算定方法を簡素化しました。詳しくは、雇用調整助成金の支給要領をご覧ください。
  - ① 休業等実施前の任意の1か月を基に「年間所定労働日数」を算定
  - ② 「所定労働日数」の計算方法の簡略化

### 5. 雇用調整助成金の申請期限について

雇用調整助成金の申請期限は、支給対象期間の末日の翌日から2か月以内となっています。ただし、新型コロナウイルスの影響を受けて休業を行った場合、特例として、支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業の申請期限を令和2年8月31日までとします。

また、支給申請の添付書類として給与明細の写しなどを提出いただきますが、賃金締切日以降、休業手当に係る書類など必要書類が確定していれば、その時点から支給申請をすることができます。

(※) なお、緊急雇用安定助成金についても1～5と同様の取扱いとなります。

#### 【公表資料】

- 小規模事業主の申請様式対照表
- 雇用調整助成金支給申請マニュアル
- 「雇用調整助成金等オンライン受付システム」について

# 小規模事業主の申請様式対照表

従前の申請様式			見直し後の申請様式	
計画届提出時	①	休業等実施計画(変更)届	/	提出不要 (※)すべての事業主について不要
	②	雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書		支給申請書に記載することにより不要 (※)売上などのわかる書類は支給申請書に添付
支給申請書提出時	③	支給要件確認申立書	①	
	④	(休業等)支給申請書	②	
	⑤	助成額算定書	/	休業手当総額から簡易に算定可能になったことにより不要
	⑥	実績一覧表	③	

申請様式は6種類から3種類に半減